

## イギリスの対テロ法制に関する ヨーロッパ人権裁判所判例状況の現状と課題

Studies of the Case Law of the European Court of Human Rights regarding to the  
Anti-terrorism statutes in the UK.

佐藤 潤一 (SATO Junichi)

2018年度は、本研究課題に関連する報告が行われたイギリスリバプール大学（Rendall Building, University of Liverpool）で開催された、イギリス憲法研究会とリバプール大学共同開催のシンポジウム、UK – Japan Constitutional Law Seminar 2018 ‘Referendums and National Security’に参加した。9月6日がシンポジウム日であったが、前日5日午後4時頃からリバプール大学で翌日のシンポジウムの事前打ち合わせが行われた。その際にマイク・ゴードン（リバプール大学）、アリソン・ヤング（オックスフォード大学）、ナブラージュ（エジンバラ大学）各氏らとブレグジットとイギリステロ法制の変化について意見交換を行い、大いに示唆を受けた。またシンポジウムにおいては、日英の軍事法制の変化とその問題点についての報告があり、テロ法制についての研究についての意見交換を行うことができた。

10月12日には、明治大学で行われたイギリス憲法研究会に参加し、「ミラー判決と Brexit—EU 基本権憲章とイギリス人権保障の課題—」について報告した。この報告とそこで受けた指摘をもとに、榊原秀訓南山大学教授編の『現代イギリスの司法と行政的正義—普遍性と独自性の交錯』（基盤研究(A)課題番号 25248007 報告書）第I部第3章「ミラー判決と Brexit—EU 基本権憲章の今後と人権保障の課題」同 33-48頁を執筆した。なお、本報告書は次年度中に時事的考察を加え、日本評論社から公刊される予定である。

またブレグジットにかかわる状況変化でテロ法制自体の議論が停滞していることもあり、本来のブレグジットの日付であった2019年3月29日前後にイギリスに滞在し、現地取材した。ブレグジット反対派（EU残留派）はデモ隊もむしろ法制度の問題点に気づいていること、これに対しブレグジット賛成派はブレグジットであたかもすべてが解決するかなのような行動が多い状況であるものの、学者でいわゆるハードブレグジットに賛成する者は皆無で、テロ法制研究者もEUとの協力関係を維持するべきとの意見が主たる意見であるといえる状況であるように思われた。

なお、本来の判例研究の成果公表には至らなかったが、関連する論文として、Zheng Sophia Tang, UK-EU Civil Judicial Co-operation after Brexit: Five Models, *European Law Review*, Issue 5 October 2018, 648-668の精読に取り組んだ。

次年度（研究最終年度）には、判例研究を公表する予定である。